

2016

冬号

Winter

No.10

2016年2月1日発行



八鍬税務会計 事務所通信

〒349-0114

埼玉県蓮田市馬込1丁目3番地

Tel 048-769-9551 Fax 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

主客転倒 (しゅきゃくてんとう)

あけましておめでとうございます。お変わりなく新年を迎えられたことと存じます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

珍しくこの冬は北半球いたる所を大寒波が襲っています。幸い昨年からの原油の安値が、世界中の国々で人々の命を救っているようです。

さて、今年もまもなく確定申告がスタートします。現在のような確定申告制度が始まったのは戦後まもない昭和26年のこと。それまでは家族単位で申告する合算納税制度。累進税率が最高85%とあまりに高かったため、国民の納税意識は低く、脱税が後を絶たなかったそうです。

そこで日本の近代国家建設のためには健全な租税法律国家の確立が不可欠と考えたマッカーサー司令官は、母国アメリカから税の専門家シャープ博士一行を呼び寄せ、全国各地を行脚し実態調査を実施したのが昭和24年、同年中にまとめられたシャープ勧告は現代租税法体系の基礎となっています。

その時の勧告の要旨は・・・

- ・ 個人を単位とする自主申告制度の普及
 - ・ 青色申告制度の導入
 - ・ 所得税申告書の簡素化
 - ・ 相続税・贈与税による富裕層への課税強化
 - ・ 予定納税制度の創設
- ・・・ などです。

時の大蔵官僚らはこのシャープ案に猛反対。というのも、国民が自分の税金を正直に申告する者などいるはずがないと考えていたからです。しかし、シャープ博士はそれまでの官僚中心の取立て一辺倒主義から一転し、国民が法に基づき自主的に申告、納税するという納税者主権主義への転換を図る、まさに主客転倒の大改革を目指すものでした。時の総理大臣 吉田茂 はシャープ案を絶賛し、大いにその労をねぎらったとか。

この時のシャープ税制は現在まで引き継がれ、日本の近代国家形成の礎となったことは間違いなさそうです。

税務カレンダー

2016年2月

- ◆固定資産税 第4期(29日まで)

2016年3月

- ◆所得税の確定申告(15日まで)
- ◆贈与税の確定申告(15日まで)
- ◆個人事業者の消費税申告(31日まで)

2016年4月

- ◆所得税確定申告の振替納税日(20日)
- ◆個人消費税申告の振替納税日(25日)

※税務署の休日開庁日は、
2月21日と28日です。



勧告に見入る関係者と
シャープ博士：中央

所長 八鍬 伸一

税 務 TOPIX

市販薬に「医療費控除の特例」

市販薬の“医療費控除”がいよいよ実現しそうです。このほど決定した2016年度税制改正大綱に、「スイッチOTC薬控除」（医療費控除の控除額計算上の特例措置）の創設が盛り込まれています。従来からの「医療費控除」とは別に選択適用となり、年間12,000円を超えた分が総所得金額から控除できる制度です。あまり医療費を使わないご家庭には助かる制度となりそうです。



軽減税率を2017年4月から導入（消費税）

消費税の軽減税率は消費税率10%引上げ時の「2017年4月1日から導入する」と明記されました。この軽減税率の対象となる品目は、“飲食料品（酒類及び外食を除く）”と“新聞（週2回以上発行）”に限られます。

同じ取引の中に複数の税率が混在するということがあります。会計処理にはこれまで以上に注意を払う必要があります。

減価償却制度がまた見直し

10万円以上の事業用資産は、原則減価償却費として各年度に費用配分することになっているが、この減価償却制度がまた改正されます。今改正では、「建物附属設備」と「構築物」については『定額法』に一本化するというもの。『定率法』は、初期に多額の償却が可能であり有効な節税策だが、これが封じられたこととなります。

ここ10年ほどのうちに4～5回も改正された減価償却制度。改正のたびに計算が複雑化、経理処理には細心の注意が必要です。

タワマン節税 防止策明るみに



前号でお伝えした“タワーマンション節税”について、1月24日付けで国税庁からその防止策が公表されました。

高層マンションは上に行くほど時価は高くなるが、相続税の評価は低層階と同じ評価額で、評価上矛盾がありました。これを是正すべく、国税庁は見直しを行い、上層階にいくほど補正率を上乗せして価格を調整する計算方法を採用する模様です。

具体的な適用時期や補正方法は未定ですが、いずれにせよ、“タワーマンション節税”は、終盤を迎えたと言っているかもしれません。

NEWS WAVE

初詣… 伊勢神宮へ…

1月9日・10日、温暖前線が日本列島をおおう中、所長ら家族一行8名が伊勢神宮 内宮外宮を参拝。今年1年間 関与先各関係者の無病息災を祈願。この日は連休とあいまって、大勢の参拝客で賜い、門前のおかげ横丁も超満員。たまたま宮内での「神々の新年会」の日と重なり、参道では手を合わせる参拝客もちらほら。今年は伊勢志摩サミットが開催されるとあって、伊勢市全体がサミット歓迎ムード、世界の首脳に美しい島々の眺めと日本人のおもてなしを堪能してもらいたいものです。



『神々の新年会』

税金 Q&A

所得税の確定申告時期になりました。住宅取得控除と住宅取得資金の贈与（非課税）の関係についてポイントを整理しておきたいと思います。



税理士 八鍬幸江

住宅ローン控除とは・・・

個人が住宅を取得等して一定期間住んだ場合で、その取得等に係る借入金がある場合、一定の要件のもと所得税額から下記の額を控除できます。

$$\text{その年 12/31 日時点での借入金残高} \times 1\% = \text{最高 40 万円}$$

適用要件

- ・床面積 50 m²以上
- ・借入金返済期間 10 年以上
- ・合計所得金額 3000 万円以下
- ・居住年以前 3 年以内に居住用財産譲渡の特例等を受けてない

住宅取得資金の贈与を受けていた場合・・・

設例

住宅購入価額	2000 万円
住宅取得資金の贈与	1000 万円
住宅借入金	1500 万円

図解



住宅取得控除額の基となる金額

$$\begin{aligned} 2,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円} &= 1,000 \text{ 万円} \\ 1,000 \text{ 万円} < 1,500 \text{ 万円} &\therefore 1,000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

つまり住宅ローン控除は、住宅の購入金額から住宅取得資金の贈与額を差し引いた借入金残高で計算します。

住宅ローンの借換え、繰上げ返済の場合

返済途中で、金利の低い銀行に借り換えたり、繰上げ返済した場合でも控除できます。但し 借入金返済期間が 10 年以上の要件を外れないよう注意しましょう。

申告前のワンポイント

- ◎ 「住宅取得資金の贈与」非課税となるのは期限内申告（3月 15 日迄）が条件です。くれぐれもお忘れなく。
- ◎ 住宅取得資金の贈与の非課税限度額は、27 年中なら年 1,000 万円、28 年 9 月末までは年 700 万円、29 年 10 月以降は年 500 万円となっています。※ 一般住宅の場合
- ◎ 医療費控除 10 万円未満でも控除できる場合も
所得が 200 万未満の人は所得金額の 5% が医療費の足切のため、仮に年間の合計所得金額が 100 万の方は、100 万円の 5% 5 万円を超える額が医療費控除となります。
- ◎ 同居の家族の医療費を支払ったら医療費控除は合計額で、自分の扶養に入っていないからと、控除しない人が見られます。
扶養親族かどうかは関係ありません。生計が一であれば OK です。
- ◎ 国民年金の支払い額は社会保険料控除が可能。
子供の国民年金支払ったが、年末調整で控除しなかった方は、確定申告で控除を…。

あの つら～い花粉症の季節が到来

今年もまもなく花粉の飛来時期がやってきます。
昨シーズンに比べると関東地方では、昨年以上の飛散量となる見込みだとか。ああ～ つらい!!

そこで早目の対策が必要になりますが、薬に頼らず症状を軽くするには、
体質改善をすることが一番の治療法。体質を改善するための食べ物や飲み物を紹介します。

花粉症には、免疫力を高めることが必要です。また花粉症に効く主な成分は、ポリフェノールや乳酸菌、DHA、ビタミン類など。



最良の組み合わせは・・・ ヨーグルトとりんご

どちらも腸内環境を整え、免疫力を高めることで花粉によるアレルギー反応を抑える働きがあるといわれています。

ヨーグルトは低糖か無糖のもので、乳酸菌が『生きたまま腸まで届く』ものが最も効果があるようです。



その他にはレンコン、たまねぎ、にんにく、しょうが、シソ、青魚、きのこ類、納豆、赤ワイン、青汁、黒酢など



※ 甘い食べ物や冷たい食べ物、飲み物は体を冷やし免疫力の低下につながり症状を悪化させるので要注意です。

※ 睡眠は十分にとること。眠れなくても横になって「骨休め」を。免疫力をつかさどる血液は骨でつくられるので、体を横にして重力から解放する「骨休め」は免疫力アップにつながります。

事務所よりお知らせ

確定申告 青色申告サポートパックのご案内

会計帳簿はいつも後回し。確定申告の直前に徹夜で頑張る。税務署が来たら不安だ。

そのようなことはありませんか？

当事務所では、申告時期ギリギリであわてることがないように期中からしっかりサポート、また、随時 試算表を提供することでいきなり高額な納税に困惑することはありません。

当所では、『青色申告サポートパック』をご用意。月々のお支払も無理のない低料金設定です。この機会にぜひご検討ください。



消費税対策もバッチリ!!

ご相談は 八鍬会計 まで

税務や会計・経営や相続対策などなど、お気軽にご相談ください。

また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

暖冬といわれていた今年の冬ですが、ここ数日で一気に冷え込んできました。体調を崩さぬようご注意ください。

いよいよ確定申告の時期を迎えました。昨年一年間の総決算です。くれぐれも間違いのない申告を心がけましょう。

連絡先 八鍬 税務会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須